

浜松市春野防災センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市春野防災センター条例（平成17年浜松市条例第196号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市春野防災センター条例施行規則（平成17年浜松市規則第205号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

(1) 防災センターの利用の申請が他の利用許可と競合する場合

(2) 条例第7条に規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第8条第2号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 防災センターで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合

(2) 刑法（明治40年法律第45号）軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、防災センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

3 条例第8条第3号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。

4 条例第8条第5号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合

(2) 第2項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、防災センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

(3) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用

者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

(4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

(5) 条例第3条に規定する開館時間以外の時間又は条例第4条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第4条 条例第10条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第10条第1号	-
(1) 条例第9条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(2) 規則第5条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-
ア 規則第5条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第5条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第5条第3号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第5条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第5条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(3) 正当な理由がなく、規則第6条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(4) 偽りその他不正な手段により、条例第6条の規定による許可を受けた場合	許可の取消し
2 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。